

# 持続可能な受入環境充実支援補助金

インバウンド対応強化や災害対応強化、生産性向上、人材確保に係る経費の一部を助成します

## 補助対象者

- 市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項のいずれかの事業を行う宿泊施設で、天草市宿泊客数調査等に協力している者もしくは今後協力する者
- 市内で住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊施設で天草市宿泊客数調査等に協力している者もしくは今後協力する者
- 市内に本社を有する食品衛生法第55条第1項の許可を受けた店舗で営業を行う飲食施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する施設は対象外とします。

## 補助率

対象経費（税抜）の **1/2 以内**

※千円未満切捨て

## 対象経費

### インバウンド対応強化

- 多言語化（HP、広報物、館内案内等）
- キャッシュレス機器導入
- Wi-Fi設備等機能強化
- 翻訳機導入
- トイレの洋式化（既存の和式に限る）
- ビーガン、ハラール等のメニュー開発
- 外国人向けグルメサイトへの登録・掲載
- その他市長が必要と認めるもの

### 災害対応強化

- 宿泊者が被災した際に必要となるもの（ポータブル電源、懐中電灯、ヘルメット等）
- 宿泊施設の防災対応強化に必要なもの（非常用電源、止水板、設備固定等）
- 帰宅困難者等の受入に必要なもの（毛布、簡易ベッド、段ボール間仕切り等）
- 外国人旅行者向け災害対応リーフレット作成
- その他市長が必要と認めるもの

## 募集期間

令和8年5月1日（金）から

令和8年12月25日（金）まで

※期間内であっても、市予算上限額に達した時点で受付終了とします。

## 補助上限

区分	収容人数	補助上限額
市内の旅館業法に規定する旅館業の宿泊施設	1～50人	50万円
	51～100人	100万円
	101人以上	150万円
市内の住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設	一律	10万円
市内に本社を有する食品衛生法に規定する飲食施設	一律	30万円

### 生産性向上に向けたデジタル化・業務改善

- デジタルチェックイン機及び自動券売機当の導入
- 混雑状況把握システム導入（レストラン・大浴場等）
- 多機能カメラの設置（施設巡回効率化）
- 案内用サイネージの設置
- 問合せ・受付対応用チャットボットの導入
- ロボットの導入（受付、案内、掃除、運搬等）
- スタッフ用マニュアル制作
- 業務効率化に向けたレイアウト変更
- その他市長が必要と認めるもの

### 人材確保・育成

- 人材募集イベント出展
- 採用広報ツール制作（パンフレット、動画等）
- 求人広告掲出
- 社内・社外研修開催
- その他市長が必要と認めるもの

## 申請の流れ

① 申請書類の提出  
令和8年12月25日(金) 締切



② 補助金交付決定



③ 事業の実施



④ 実績報告書の提出  
令和9年2月26日(金) 締切



⑤ 補助金交付確定



精算請求

⑥ 補助金交付(振込)

## 提出書類(主なもの)

### <申請時の提出書類>

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書、収支予算書
- 規約、定款、会則等
- 営業許可証等の写し
- 施設の改修が伴う場合は改修前の写真
- 見積書の写しまたは積算が確認できる書類
- 誓約書
- その他市長が必要があると認める書類

### <実績報告時の提出書類>

- 補助金等実績報告書
- 事業実績書、収支決算書
- 補助事業の実績が確認できる写真、完了届、納品書等
- 請求書又は領収書の写し
- その他市長が必要があると認める書類

補助事業の詳細  
必要書類はこちらを確認⇒



様式  
ダウンロード  
できます

## 本事業に関するお問い合わせ・申請窓口

### ●申請書類送付先

〒863-8631 (※住所記載不要)

天草市役所 観光振興課 観光政策係 持続可能な受入環境充実支援補助金担当宛て

●電話番号 0969-32-6787 (天草市観光振興課)

●電話受付時間 平日8:30~17:15

●メールアドレス kankou-a@city.amakusa.lg.jp

